

鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村の定住環境の改善を図り、人口の増加と定住を促進し、地域の活性化を図るため、村内に定住するための住宅を取得する若者世帯に対して、予算の範囲内において交付する鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、鳴沢村補助金等交付規則（平成3年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永住の意思をもって村内に住民登録をし、生活の本拠が村内にあることをいう。
- (2) 住宅 生活を営むために必要な台所、風呂及び便所を備え、専ら自己の居住の用に供する住宅(併用住宅で延床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを含む。)であり、居住の用に供する部分の延床面積が50平方メートル以上のものをいう。
- (3) 新築住宅 自己の居住を目的として新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (4) 建売住宅 販売を目的として建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (5) 若者世帯 住宅の新築又は購入に係る工事請負契約又は売買契約を締結した日において、夫及び妻がいずれも45歳以下である夫婦をいう。

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本村に定住する意志を持って、村内に新築住宅又は建売住宅を取得し居住する若者世帯であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村外から村に転入してくる者で、同居する配偶者を有する者。ただし、村を転出してから5年未満の者は除くものとする。
- (2) 転入日から起算して5年以上継続して、補助対象住宅に定住すること。
- (3) 取得した住宅の所有権を共有している場合にあっては、若者世帯の持分の合計が2分の1以上であること。
- (4) 世帯に属する者が、村税その他村に対する納付金を滞納していないこと。
- (5) 世帯に属する者が、この要綱による補助金及び鳴沢村三世帯同居等支援事業補助金交付要綱（平成31年告示第5号）による補助金を重複して交付申請しないこと。

(交付対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、村内に建築された住宅で、建物の所有権の保存登記又は移転登記（以下「所有権保存登記等」という。）が完了したものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは補助対象としない。

- (1) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる場合
- (2) 別荘等の一時的に使用するものである場合
- (3) 賃貸、販売等の営利を目的としたものである場合
- (4) 既存の住宅の増築・改築・移築、贈与又は相続により所有権を取得したものである場合
- (5) その他村長が適格でないと判断した場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 基本額 30万円
- (2) 転入時点で、申請者から1親等以内の同居する18歳未満の子どもがいる世帯にあっては、当該子ども1人あたり10万円を加算

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象住宅の所有権保存登記等の受付年月日から起算して90日以内かつ転入日から90日以内に、鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2) 住宅の位置図、平面図及び居住部分の延床面積が確認できる書類
- (3) 建物の登記事項証明書（所有権保存登記等が完了したもの）
- (4) 世帯全員の続柄の省略されていない住民票
- (5) その他村長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、補助金を交付することが適当でないとしたときは、鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条第1項により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに鳴沢村定住促進新築住宅等購入支援事業補助金請求書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の交付決定者からの請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9条 村長は、補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。ただし、災害や病気等やむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反する行為があったとき。
- (3) 第3条第1項第2号に違反して、補助金を受けた者と同居する配偶者が共に転入日から起算して3年未満に本村を転出した場合は交付した金額の全部、3年以上5年以内に本村を転出した場合は交付した金額の半額の返還を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する